## 雇用条件及び雇用契約証明書

運転者氏名

運転者現住所

上記の者は、当社(方)のタクシー運転者として、次の条件で雇用している(する予定の)者に相違ありません。

1. 雇用条件

次の(1)から(5)のいずれかにも該当する者ではない。

- (1) 日々雇い入れられる者
- (2) 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者
- (3) 試用期間中の者(14日を越えて引き続き使用されるに至った者を除く)
- (4) 14日未満の期間ごとに賃金の支払い(仮払い・前貸しその他の方法による金銭の授受であって、実質的に賃金の支払いと認められる行為を含む)を受ける者
- (5) 安全関係・地理・旅客及び公衆に対する応接等旅客自動車運送事業運輸規則第36 条第2項に定められた事項について、雇い入れ後、少なくとも10日間の指導が行われ ていない者(ただし、新たに雇い入れた者が、当該一般乗用旅客自動車運送事業者 の営業区域内において、雇い入れ日前2年以内に通算90日以上、一般乗用旅客自 動車運送事業の事業用自動車の運転者であったときは、この限りではない)
- 2. 雇用契約

次のとおり雇用し、タクシー運転者として選任している(する予定の)者である。

雇用(予定)日: 令和 年 月 日

・雇用の日、期間を定めて使用されるときは

そ の 期 間:

試みの試用期間を定めて使用されるときは

そ の 期 間:

賃金の支払い方法:

上記の条件に該当する場合は、記入すること。

令和 年 月 日

事業者住所

氏名又は名称